

講義資料

2009年7月3日、7日

国の特別会計

～「埋蔵金」論争をめぐる
財政と会計の交差～

特別会計の規模

- * 歳出予算規模（2008年度・純額ベース）
178.3兆円 ↔ 一般会計34.2兆円の5.2倍
- * 積立金（2007年度末）
198兆円 → 国債残高総額627兆円の31.6%
→ 国債残高純額166兆円の1.2倍
- （注）国の債務は国が保有する処分可能な
金融資産と相殺後の金額でみるべき

特別会計の決算状況

2002～2006年度の概要（別紙1）

- ① 毎期、23～51兆円の歳計剰余金
- ② 剰余金処理（2006年度：51.0兆円）
翌年度繰越 41.9兆円
積立金・資金への繰入 7.4兆円
一般会計への繰入 1.6兆円
（一般会計への還元率 3.1%）
- ③ 毎期、9.2～12.1兆円の不用額を計上
（22の非保険系合計：5.8～9.0兆円）

「埋蔵金」論争の陥穽

- * 「無駄を削って浮くお金は年に数百億円程度」（与謝野馨氏）
「莫大な国債残高を減らす財源としては焼け石に水」（吉野直行氏）
- * 持続可能な安定財源ではない？
「積立金は取り崩して使うといずれ枯渇」（鶴光太郎氏）
- ➡ 積立金に特化した議論の危さ

特別会計の剰余金は一過性の財源か？

- ① 一般会計・国債整理基金に繰り入れて国債の繰上償還に充当 → 残存償還期間中の国債費の削減 → 一般財源の増加
- ② 種々の特定財源の剰余金
受益者負担原則で用途を限定
→ 原因者負担原則で幅広い用途に充当可能な環境税に
- ③ 関連法人（独立行政法人、公益法人等）への出資・融資（25.3兆円）の計画的回収

焼け石に水か？

- * 消費税収入（2010年度当初予算）
10.13兆円 → 1% ≒ 2.03兆円
- * 基礎年金の国庫負担を1/3から1/2に引き上げるのに必要な財源：2.5兆円
- * 社会保障費の自然増を2,200億円に抑制
- ↓
- * 特別会計（非保険系）の不用額：
5.8～9.0兆円（消費税の2.9～4.4%の引き上げに相当）

特別会計の余剰金把握のための 3つのポイント（別紙1、2）

1. 不用額の規模と発生要因の吟味
不用額に起因する決算剰余金の内部留保
や繰り越しは不合理
2. 翌年度繰越額の使途の吟味
確実な支出見合いの財源なのか？
3. 決算剰余金からの翌年度歳入繰入の合理性の吟味 過大な内部留保ではないか？

ポイント1 不用額の吟味（1）

- * 各特別会計の不用額の推移（別紙3、4）
過去6年度、特別会計合計で9～12兆円、
非保険系特別会計合計では6～9兆円の
不用額が発生している。
- * 不用額の発生要因 → 実需の厳格な査定
 - ① 財政融資資金特別会計の場合
公債金が予定を下回り、財政融資資金へ
の繰入が予算を下回ったため
H18：1.6兆円(69.3%)；H19：1.8兆円(72.9%)

不用額の吟味（2）

- * 不用額の発生要因（続）
 - ② 予備費の不用額に起因するケースが少な
からず見受けられる。

不用額全体に占める予備費不用額の割合

2005年度	2006年度	2007年度
1.6兆	1.7兆円	1.3兆円
17.9%	16.3%	12.0%

年金特別会計：8,158億円

外国為替資金特別会計：3,000億円

不用額の吟味（3）意見

1. 特定の使途見合いの翌年度繰越額を控除
した後に発生する不用額には将来の特定の使
途を想定できない。
(歳出予算現額－支出済歳出額－翌年度繰越額＝不用額)
2. よって非保険系特別会計では不用額に相
当する決算剰余金を内部留保する合理的理由
はなく一般会計に繰り入れるべきである。
3. 偶発債務に備える保険系特別会計でも予
備費の不用額相当を内部留保する根拠はなく
一般会計に繰り入れをすべきである。

ポイント2 翌年度繰越額の吟味（1）

翌年度繰越額の推移

年 度	2003	2004	2005	2006	2007
億 円	75,212	118,188	145,753	160,966	129,259

翌年度繰越額の位置づけ

- ① 次年度以降に確実に予定される支出の財
源確保という意味では企業会計における
引当金に類似する。
- ② 不用額を算定する手前の控除項目
→ 決算剰余金、不用額の多寡に影響

翌年度繰越額の吟味（2）

繰越額の内訳分析（別紙5）

（会計検査院、平成16年度分の検査参照）

繰越額合計：11.8兆円

支出残通次繰越：9.0兆円

明許繰越：1.5兆円

支出残：1.2兆円 ≒ 不用額？

「支出残」は特定の使途の見合いの財源か？
企業会計上での負債性引当金の要件を準用し
て隠れた内部留保でないか厳格な査定が必要

翌年度繰越額の吟味(3)

翌年度繰越額12.9兆円 < 歳入繰入額34兆円
両者の差額：

2005年度	2006年度	2007年度
26.9兆円	25.8兆円	21.1兆円

翌年度歳入繰入は翌年度歳出の見合い財源として繰り入れるのだとしたら、

翌年度繰越額＝歳入繰入額
となるはずではないか？

翌年度繰越額の吟味(3) 意見

1. 企業会計上での負債性引当金の要件を準用して、翌年度繰越額に特定の用途が見込まれているか、厳格な検査が必要
2. 所管庁は翌年度繰越額の内訳明細を国会国民に対して開示すべきである。
3. 説得力がある反証がない限り「支出残」相当額は不用額（決算剰余金）とし、一般会計に繰り入れるべきである。
4. 翌年度歳入繰入額が翌年度繰越額を超える場合は見合いの用途を開示すべき

ポイント3

翌年度歳入繰入額の吟味(1)

決算剰余金の処分の状況（億円）

年 度	2004	2005	2006	2007
決算剰余金	434,388	524,677	509,568	426,371
翌年度歳入繰入額	360,996 (83.1%)	414,646 (79.0%)	418,923 (82.2%)	339,822 (79.7%)

会計検査院の検討（2004年度）（別紙6）

翌年度歳入繰入額：4.9兆円

うち見合い財源として確定分：2.8兆円

未定分：2.5兆円

翌年度歳入繰入額の吟味(2)

平成16年度決算で「未定分」が100億円を超えた特別会計・勘定のその後の決算状況の追跡調査（別紙7）

- ①登記、特定国有財産、自動車検査登録、石炭勘定を除く10の特別会計・勘定で平成17～19年度、毎年100億円を超える不用額、翌年度繰越額を計上している。
- ②貿易再保険、石油勘定では1,000億円を超える不用額を計上している。

翌年度歳入繰入額の吟味(3) 意見

1. 所管庁、財務省は翌年度歳入繰入額を見合い財源確定分と未定分に区分した情報を国会、国民に開示すべきである。
2. 見合い財源未定分については、合理的根拠のない内部留保と言えるので一般会計に繰り入れるべきである。
3. 翌年度歳入繰入額が翌年度繰越額を超える場合は見合いの用途を開示すべき